

ご存知ですか？ あなたのまちの民生委員・児童委員



愛情と奉仕を表す民生委員・児童委員のマーク。幸せの芽生えを示す四葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボル「ハト」をかたどっています。

◆ 民生委員・児童委員ってどんな人

民生委員・児童委員は「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の中心的担い手です。各地域の見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関などへのつなぎ役として活動しています。

民生委員・児童委員の中には子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員もいます。

◆ どんなことを相談できるの

高齢者介護や障がい者支援、子育てのことなど、生活上のさまざまな悩み事を相談できます。その内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。相談に関する秘密は守られます。安心してご相談ください。

◆ 私の地域の民生委員・児童委員は

本市では地区担当の民生委員・児童委員220人

と、主任児童委員26人が活動しています。お住まいの地区の民生委員・児童委員については新館地域福祉課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◆ 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

5月12日は全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。本市の民生委員・児童委員は5月を「活動強化期間」とし、地域住民へのPR活動に取り組みます。

問い合わせ

▷新館地域福祉課(☎24-2111内線593)
▷各総合支所健康福祉係(大迫 ☎48-2111内線142、石鳥谷 ☎45-2111内線224、東和 ☎42-2111内線222)

私のまちの民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の活動を紹介します。今回は石鳥谷・東和地域の皆さんに取り組みを伺いました。

石鳥谷地域

私たちは委員33人で活動しています。毎月の定例会では、市や社会福祉協議会、包括支援センターなどからいただく情報をみんなで共有。さらに委員間で意見交換を行い、活動のための研さんをしています。歳末たすけあい芸能大会や福祉バザーでは、全員で準備から舞台出演まで協力し、石鳥谷地域の活性化を目指して取り組んでいます。



東和地域

東和地域では、介護施設の清掃や、土沢まつりの軒花づくりなどの奉仕活動を行っています。介護施設入所者や町内会の人と触れ合う機会を増やし「何でも話せる環境づくり」を目指します。子どもたちの普段の様子を聴くため、小・中学校の校長先生と懇談会を実施。さらに、研修視察などを行い、視野を広げる取り組みもしています。



5月は消費者月間

悪質商法・特殊詐欺 にご用心

あなたは大丈夫？



毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発や教育などを行う「消費者月間」です。悪質商法や特殊詐欺について、日頃から対処のポイントを学んでおき、被害を未然に防ぐことが大切です。

事例 架空請求のはがきに注意

自宅に「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というはがきが届いた。差出人は法務省管轄支局民事訴訟管理センターとなっている。身に覚えがないが、連絡したほうがよいのだろうか。

ワンポイントアドバイス

法務省管轄支局民事訴訟管理センターは架空の部署で存在しません。安易に連絡すると個人情報や聞き出され、訴訟取り下げ費用として金銭を請求される恐れがあります。絶対に連絡をとらないでください。

悪質商法・特殊詐欺はごく身近にあります
市民生活総合相談センターには、日々さまざまな人から相談が寄せられています。相談が多い悪質商法は、健康問題や将来への不安、孤独感に付け込み、言葉巧みに不要なものを売り付けたり、高額な契約を結ばせたりしようとするもので、年々手口が巧妙化・多様化しています。悪質商法と同様にオレオレ詐欺や架空請求などの特殊詐欺についての相談も多く寄せられています。

出前講座を活用しましょう
市民生活総合相談センターでは、悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、最新の手法や具体的な対処方法を分かりやすく説明する「出前講座」を行っています。講話だけでなく、寸劇やクイズなどを交えた分かりやすい内容となっています。出前講座の開催は無料です。ぜひ活用ください。

す。悪質商法・特殊詐欺は、ごく身近にあるものとして日頃から認識することが大切です。「大丈夫、私は大丈夫だまされないと」思っている、いざ自分のことになると冷静に判断できなくなる場合があります。また、誰にも相談せずに自分一人で解決しようとして、さらに被害が大きくなってしまう例もあります。被害に遭わないためにも、消費者自身の自覚だけでなく、家族や周りの人との情報共有と見守りがいっそう大切となっています。高額な金銭を要求する不審な電話や郵便物には一人でも対応せず、まずは家族や周りの人に相談するようにしましょう。

相談・出前講座の申し込みはこちらへ 市民生活総合相談センター

電話 24-2111(内線259・459・460・461)
相談日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
※来所時間により、後日の対応となる場合があります。終了時間の30分ほど前までの来所をお勧めします
場所 市役所新館1階

声に出して練習しよう！ 断り言葉

●効果的な断りの言葉
「いいです」「結構です」
「必要ありません」
「今後、勧誘(電話)は二度としないでください」
「お帰りにください」
※相手に「勧誘しても時間の無駄」と思わせることがポイントです

●してはいけない断り方
「承諾したと都合よく解釈されます」
「考えておきます」
「なぜ今決められないのかと、さらに契約を迫られます」
「忙しいのでまた今度」
※その後もしつこく勧誘を受けてしまいます